

「令和元年度第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 令和元年6月7日（金） 10：00～11：00

II 場 所 教育センター3階 第1研修室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市経済観光局産業部商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

（審議事項）

「（仮称）熊本桜町再開発商業施設」の新設届出に対する本市の意見案について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

（ア）「（仮称）熊本桜町再開発商業施設」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下3点の留意事項を付記。

（1）騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。

（2）樹木の植栽を含む緑化については、緑化計画に基づき実施し、開店後においても、適切な維持管理に努めていくこと。

（3）「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」に取り組むとともに、地域の要望等を踏まえた地域貢献に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

●本件施設の立地により、バスだけでなく従来以上に自動車が増えると予想される。同時に郡部などからの来客も増加する。交通量についてはどのように予測しているのか。業者等の対応はどうなっているのか。(荒井委員)

〔回 答〕

・繁忙期などは来客者も多いと予想する。その場合は提携している周囲の駐車場なども利用しつつ対応する予定。(事務局)

・届出書にもある通り予測は行っている。最初の何か月か様子を見て、それが外れた場合はその後警察としても民間と連携して対応したい。施設周囲にも目を向け、点でなく面として対応しなければと考えている。(熊本県警)

→今回は規模が大きい施設なので心配だった。対応が留意されているなら安心した。(荒井委員)

→届出書にも記載があり、対応についても留意されているため、今回改めて留意事項とすることはないように思うが、これについて各委員の意見を求める。(部長)

→委員の了承

●熊本市が政令市になり数年、本件以外にも大規模商業施設が開業した。今回の施設もそうだが、大規模施設開業による熊本の経済に対する影響、具体的には雇用面でも記録などがあれば機会があれば教えて貰いたい。この数字の良し悪しを気にしてはいない為、留意事項に加える必要もない(荒井委員)

〔総 括〕

本件について、市の意見はなし。

また留意事項としては本日配布しております意見案に記載の内容を設置者へ通知することといたします。